

「PFOS又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令(案)」の制定について

平成24年4月21日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)第20条第2号の規定に基づき「PFOS又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令」を制定する。

2. 主な内容

化審法において、第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は経済産業大臣の許可を要する(第17条第1項)が、その要件の一つとして製造設備が厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合することを規定している(第20条第2号)。

同号の規定に基づき、第一種特定化学物質である「ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩」の製造設備に関する技術的基準について別添のとおり定めるもの。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成24年 6月

施行：平成24年 6月

(以上)